

## 議案第 24 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 24 日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

### 提案理由

押印を求める手続の見直し等のための調布市教育委員会規則の整備に関する規則を教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものです。

## 臨時代理の承認について

別紙のとおり臨時代理により処理したので報告し，承認を求める。

## 臨 時 代 理 に つ い て

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、押印を求める手続の見直し等のための調布市教育委員会規則の整備に関する規則を次のとおり臨時代理により処理する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

調布市教育委員会規則第 号

押印を求める手続の見直し等のための調布市教育委員会規則の整備に関する規則

(調布市教育委員会請願処理規則の一部改正)

第1条 調布市教育委員会請願処理規則(昭和62年調布市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のとおり改める。

請 願 撤 回 届

1 件 名
2 撤回理由

調布市教育委員会教育長 宛

(届出者)

住 所

氏 名

(調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年調布市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第14条, 第15条及び第19条中「記名押印」を「記名」に改める。

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

年 月 日

行政庁 へ

氏 名

代 理 人 資 格 証 明 届

次の者を代理人に選任し、本件聴聞・弁明に関する一切の行為を委任します。

代理人の住所 及び氏名	住所
	氏名
聴聞・弁明の 件名及び番号	件名
	番号
当事者又は参 加人との関係	

年 月 日

主宰者 あて

住 所  
氏 名

聴 聞 手 続 参 加 申 請 書

行政手続法第17条第1項の規定により聴聞手続に参加したいので、下記により申請します。

記

聴聞の件名及び番号	件名
	番号 —
当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	

文 書 番 号  
年 月 日

様

主宰者

聴聞手続参加許可通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、参加を適当と認める  
ので許可します。

記

聴聞の件名及 び番号	件名
	番号 —

(担当部課, 担当者名及び電話番号)

年 月 日

主宰者 あて

氏 名

補 佐 人 参 加 許 可 申 請 書

行政手続法第20条第3項の規定により申請します。

補佐人の住所 及び氏名	住所
	氏名
聴聞の件名及 び番号	件名
	番号
当事者又は参 加人との関係	
補佐する事項	

文 書 番 号  
年 月 日

様

主宰者

補佐人参加許可通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、参加を適当と認める  
ので許可します。

記

聴聞の件名及 び番号	件名
	番号

(担当部課, 担当者名及び電話番号)

文 書 番 号  
年 月 日

様

行政庁

聴 聞 期 日 通 知 書

市では、下記の不利益処分を予定しています。ついては、行政手続法第15条第1項の規定により聴聞を行いますので、御出席願います。

記

1 聴聞の件名 及び番号	件名
	番号 ー
2 聴聞の期日	年 月 日 ( 時 分から 時 分まで)
3 聴聞の場所	

4 予定される不利益処分の内容
5 根拠となる法令の条項
6 不利益処分の原因となる事実
7 聴聞に関する事務を所掌する部課名等 (1) 所在地 (2) 部 課 名 (担当者名) (3) 電話番号
8 備考 (1) 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。 (2) 聴聞が終結するまでの間、 上記5に記載した不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 (3) やむを得ない理由により、聴聞の期日の変更を希望されるときは、至急、御連絡ください。

年 月 日

行政庁 あて

氏 名

聴 聞 期 日 変 更 申 請 書

年 月 日付けで通知のあった聴聞期日について、下記のとおり期日の  
変更を申請します。

記

聴聞の件名及 び番号	件名
	番号 —
変更希望期日	年 月 日 ( 時 分から 時 分まで)
変更を希望す る理由	

文 書 番 号  
年 月 日

様

主宰者

聴 聞 期 日 変 更 通 知 書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、変更を適当と認める  
ので、下記のとおり変更します。

記

聴聞の件名及 び番号	件名	
	番号	—
変更後の期日 及び場所	期 日	年 月 日 ( 時 分から 時 分まで)
	場 所	

(担当部課, 担当者名及び電話番号)

第10号様式から第14号様式までを次のように改める。

文 書 番 号

年 月 日

様

行政庁

文 書 等 閲 覧 日 時 通 知 書

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、下記により行います。

記

閲覧の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
閲覧の場所	

(担当部課, 担当者名及び電話番号)

文 書 番 号

年 月 日

様

行政庁

聴 聞 審 理 公 開 通 知 書

下記の聴聞の審理については、行政手続法第20条第6項の規定により、公開することを相当と認めたので、通知します。

記

聴聞の件名 及び番号	件名
	番号 ー
聴聞の期日 及び場所	期日 年 月 日 ( 時 分から 時 分まで)
	場所

(担当部課, 担当者名及び電話番号)

年 月 日

主宰者 あて

住 所  
氏 名

陳 述 書

行政手続法第21条第1項の規定により、提出します。

記

1 聴聞の件名等

聴聞の件名及 び番号	件名
	番号 —

2 聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他聴聞の事案についての意見

3 証拠書類等

聴 聞 調 書

聴聞の件名及び番号	件名
	番号 ー
聴聞の期日	年 月 日 ( 時 分から 時 分まで)
聴聞の場所	
主宰者の職名及び氏名	
聴聞の期日に 出頭した当事 者及び参加人 並びにこれら の者の代理人 及び補佐人の 住所及び氏名	

<p>出頭しなかつた者の住所及び氏名並びに出頭しなかつたことについての正当な理由の有無</p>	
<p>説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名</p>	
<p>行政庁の職員の説明の要旨</p>	

当事者等の意見の陳述の要旨	

証拠書類等の 標目	
参考となるべき事項	

報 告 書

聴聞の件名及び番号	件名
	番号 —
聴聞の期日	年 月 日 ( 時 分から 時 分まで)
聴聞の場所	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張	

主宰者の意見	
--------	--

以上のとおり報告書を作成する。

年 月 日

主宰者

第16号様式から第19号様式までを次のように改める。

文 書 番 号  
年 月 日

様

主宰者（行政庁）

聴聞調書・報告書閲覧許可通知書

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、下記により行います。

記

閲覧の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
閲覧の場所	

(担当部課, 担当者名及び電話番号)

文 書 番 号  
年 月 日

様

行政庁

弁明の機会の付与通知書

市では、下記の不利益処分を予定しています。ついては、行政手続法第29条の規定により弁明書の提出を求めます。

記

弁明の件名及び番号	件名
	番号 ー
予定される不利益処分の内容	

根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出期限	年 月 日
弁明書の提出先	所在地 部課名 (担当者名) 電話番号

弁 明 調 書

弁明の件名及び番号	件名
	番号           —
弁明録取者の職名及び氏名	
弁明の件名	
弁明の日時	年   月   日 時   分から   時   分まで
弁明の場所	
弁明の日時に 出頭した当事者及びその代理人の住所及び氏名	

当事者及びその代理人の弁明の要旨	
証拠書類等の標目	
参考となるべき事項	

年 月 日

主宰者 あて

住 所

氏 名

電話番号

弁 明 書

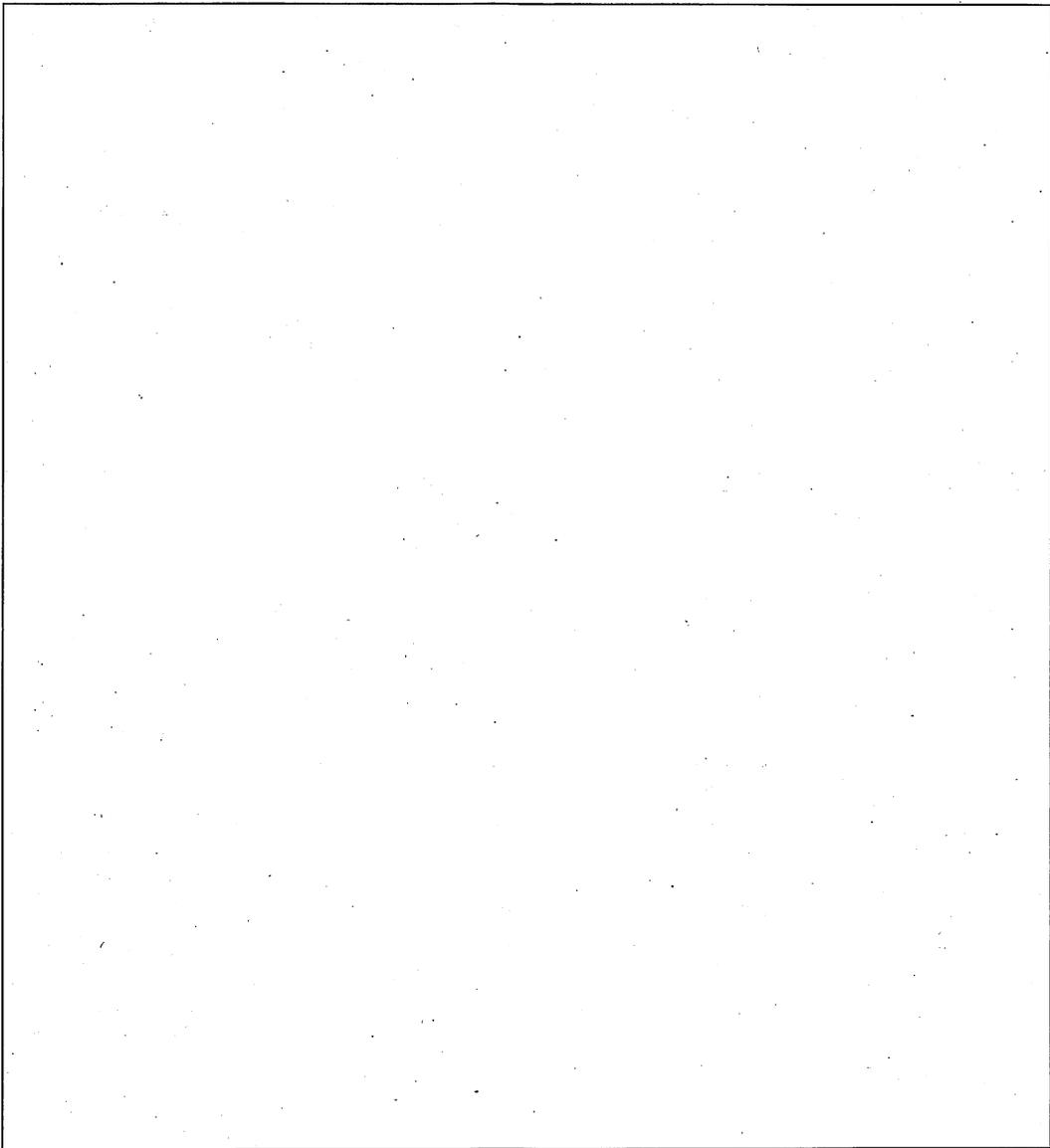
行政手続法第29条第1項の規定により，提出します。

記

1 弁明の件名等

弁明の件名及 び番号	件名
	番号

2 弁明に係る不利益処分の原因となる事実その他弁明の事案についての意見



3 証拠書類等

(調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則の一部  
改正)

第3条 調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則  
(平成12年調布市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

文 書 番 号  
年 月 日

調布市長 宛

調布市教育委員会  
教育長

調布市教育委員会保有個人情報取扱事務届出書

保有個人情報取扱事務を（開始する・変更する・廃止した）ので、調布市個人情報保護条例第6条の規定により、別紙のとおり届け出ます。

（担当 課 係 担当者 電話 ）



(裏)

1 保有個人情報取扱事務に複数の事務が含まれる場合における当該複数の事務の名称		
2 本人以外から個人情報を収集する場合における収集先※1 <input type="checkbox"/> 他の事務 (目的外利用) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他		
収集先	個人情報保護条例の該当条項等 (第2号該当の場合は、根拠法令等名称)	
	条例第5条第3項第 号に該当 ( )	
	条例第5条第3項第 号に該当 ( )	
	条例第5条第3項第 号に該当 ( )	
3 保有個人情報の外部提供先 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他		
外部提供先	個人情報保護条例の該当条項等 (第2号該当の場合は、根拠法令等名称)	
	条例第11条第2項第 号に該当 ( )	
	条例第11条第2項第 号に該当 ( )	
	条例第11条第2項第 号に該当 ( )	
4 個人情報の委託等		
委託先又は委託内容	委託に係る個人情報の内容	再委託の有無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※1 本人以外から個人情報を収集する際の注意点

- (1) 他の事務の保有個人情報を収集して目的外利用する場合は、審査会諮問より前に、収集先のどの届出事務の保有個人情報を収集したいのか調整してください。
- (2) 調布市個人情報保護審査会の承認を得る必要がある場合は、保有個人情報を利用しようとする部署が、事前に調布市個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。

※2 諮問履歴等

---

---

---

第4号様式を次のように改める。





(裏)

1 外部提供を受ける根拠（調布市個人情報保護条例第11条第2項）

第1号該当 本人の同意があるとき。

第2号該当 法令等に定めがあるとき。

第3号該当 出版、報道等により公にされているとき。

第4号該当 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第5号該当 実施機関が事務の執行上必要と認めた場合で、調布市個人情報保護審査会の承認を得たとき。

2 外部提供の条件

保有個人情報の外部提供を受けるものは、次の各号に掲げる事項を遵守すること。この項目に違反したときは、提供を受けた個人情報の利用を中止するとともに、当該個人情報を返還すること。

(1) 個人情報の秘密保持

(2) 申請目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

(3) 個人情報の複写及び複製の禁止

(4) 事故発生時における報告義務

(5) 利用期間終了後の返還又は廃棄

(6) その他個人情報の保護に関し調布市教育委員会が必要と認める事項

第 1.1 号様式を次のように改める。

文 書 番 号  
年 月 日

様

調布市教育委員会  
教育長 団

調布市教育委員会開示請求に関する意見照会書

(調布市個人情報保護条例・調布市特定個人情報保護条例)に基づき、次のとおり \_\_\_\_\_ に関する情報が記録されている(保有個人情報・保有特定個人情報)について開示請求がありました。

本件開示請求に係る開示等の決定につきまして、御意見があれば、別紙「開示等の決定に係る意見書」により \_\_\_\_\_ 年 月 日までに御回答願います。

開示請求に係る請求者以外のものに関する情報が記録された文書等の件名及び作成年月日	[件名]  [作成年月日]
_____に関する情報の内容	
担当部課及び意見提出先	部 課 係 (電話 )

別紙

年 月 日

調布市教育委員会 宛

住 所

申請者 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号

調布市教育委員会開示等の決定に係る意見書

年 月 日付け

号で照会のあつた件

について、次のとおり提出します。

開示請求に係る請求者 以外のものに関する情 報が記録された文書等 の件名	
開示決定に対する反対 意 思 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
意見（開示決定に反対 する理由）	

(調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第4条 調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則(平成27年調布市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

文 書 番 号  
年 月 日

調布市長 宛

調布市教育委員会  
教育長

調布市教育委員会保有特定個人情報取扱事務届出書

保有特定個人情報取扱事務を（開始する・変更する・廃止した）ので、調布市特定個人情報保護条例第5条の規定により、別紙のとおり届け出ます。

（担当 課 担当者 電話 ）



(裏)

1 保有特定個人情報の提供先

※ 提供とは、調布市の実施機関と他の実施機関間（例えば市長部局と教育委員会との間）での特定個人情報のやり取り又は他の地方公共団体、行政機関、民間事業者等との間での特定個人情報のやり取りを意味します。

※ 法令等の根拠がないものについては、提供できません。

提供先	根拠法令等名称及び関係条項等
	<input type="checkbox"/> 番号法第19条第7号（番号法別表第2 ___の項に該当）

2 特定個人情報の委託等

委託先又は委託内容	委託に係る特定個人情報の内容	再委託の有無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

第7号様式を次のように改める。

文 書 番 号  
年 月 日

様

調布市教育委員会  
教育長 回

調布市教育委員会開示請求に関する意見照会書

(調布市個人情報保護条例・調布市特定個人情報保護条例)に基づき、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が記録されている(保有個人情報・保有特定個人情報)について開示請求がありました。

本件開示請求に係る開示等の決定につきまして、御意見があれば、別紙「開示等の決定に係る意見書」により 年 月 日までに御回答願います。

開示請求に係る請求者以外のものに関する情報が記録された文書等の件名及び作成年月日	[件名]  [作成年月日]
_____に関する情報の内容	
担当及び意見提出先	課 係 (電話 )

別紙

年 月 日

調布市教育委員会 宛

住 所

申請者 氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号

調布市教育委員会開示等の決定に係る意見書

年 月 日付け

号で照会のあつた件

について、次のとおり提出します。

開示請求に係る請求者以外のものに関する情報が記録された文書等の件名	
開示決定に対する反対意思の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
意見（開示決定に反対する理由）	

(調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則の一部改正)

第5条 調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則(平成18年調布市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

団体名  
代表者

調布市八ヶ岳少年自然の家利用料金承認申請書

標記の件につきまして、調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則第3条の規定により、  
年 月 日からの調布市八ヶ岳少年自然の家の利用料金を下記のとおり定めたいので、申請  
します。

記

1 宿泊料

使 用 区 分		宿泊料の額 (1人1泊につき)
条例第5条第1項及び第2項第1号から第3号 までの規定に該当する者	児童生徒	円
	大人	円
条例第5条第2項第4号の規定に該当する者	児童生徒	円
	大人	円

2 食事料

区 分		食事料の額 (1人1食につき)
子ども用	朝食	円
	昼食	円
	夕食	円
大人用	朝食	円
	昼食	円
	夕食	円
移動教室用	朝食	円
	昼食	円
	夕食	円

- 1 この表において、「児童生徒」とは小学校の児童及び中学校の生徒をいい、「大人」とは児童生徒以外の者（学齢前の者を除く。）をいう。
- 2 学齢前の者が使用するときの宿泊料は、無料とする。ただし、宿泊に伴い寝具を必要とするときは、児童生徒の宿泊料とする。
- 3 宿泊料は、食事料を含まないものとする。
- 4 食事料は、委員会の承認を得て指定管理者が定める。

(調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部改正)

第6条 調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則(平成14年調布市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

調布市社会教育関係団体登録申請書

年 月 日

調布市教育委員会教育長 宛

申請団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1	団体名称					
2	事務所所在地	調布市 〒 ( )				
3	結成月日	年 月 日				
4	団体目的	----- ----- -----				
5	事業概要	----- ----- -----				
6	会員構成		男性	女性	計	加盟団体数 □ 団体
		市内在住・在勤・在学	人	人	人	
		市 外	人	人	人	
	計	人	人	人		
8	会 費	会費（1人あたり） 年間 円 加盟団体（1団体あたり） 年間 円				
9	備 考					

第6号様式を次のように改める。

登録年度	年度
登録番号	号
区分	

調布市社会教育関係団体登録証

年 月 日付けで、下記団体を調布市社会教育関係団体として登録  
したことを証します。

団体名
団体所在地

有効期間 年 月 日まで

年 月 日

調布市教育委員会 印

(調布市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第7条 調布市文化財保護条例施行規則(平成19年調布市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

指定書（認定書）再交付申請書

調布市指定 文化財の※指定書  
認定書 を下記のとおり※亡失  
破損 したので、再交付を申請  
します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 亡失（破損）の年月日
- 3 亡失（破損）の理由
- 4 その他参考となる事項

(注) 1 ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

2 破損による場合には、破損した指定書又は認定書を添付すること。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

管理責任者の選任（解任）届

私の所有する調布市指定 文化財について、下記のとおり管理責任者を

※ <sup>選任</sup>  
解任 したので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 管理責任者
  - (1) 住 所
  - (2) 氏 名
  - (3) 略 歴
- 3 ※ <sup>選任</sup>年月日  
解任
- 4 ※ <sup>選任</sup>の理由  
解任
- 5 その他参考になる事項

(注) ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

第9号様式を次のように改める。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

(名称)

所有者（管理責任者）の住所等の変更届

調布市指定 文化財の※ 所有者  
管理責任者 の住所、氏名を下記のとおり変更

したので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の新住所、氏名（名称）  
  
所有者の旧住所、氏名（名称）
- 3 管理責任者の新住所、氏名（名称）  
  
管理責任者の旧住所、氏名（名称）
- 4 変更年月日

(注) ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

第11号様式から第20号様式までを次のように改める。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

文化財の所在の場所の変更届

調布市指定

文化財の所在の場所を下記のとおり※変更したい  
変更したので届

け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 ※ 変更しようとする  
変更した 所在の場所
- 3 文化財を※ 移動する  
移動した 年月日
- 4 ※ 変更する  
変更した 理由
- 5 現所在に戻す期日が明らかなきは、その予定年月日
- 6 その他参考となる事項

(注) ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

(事業者の)

住 所

氏 名

現状変更等の許可申請書

調布市指定 文化財の※ 現 状 の 変 更 を下記により実施し  
保存に影響を及ぼす行為

たいので、許可されるよう申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 管理責任者が選任されている場合、その者の住所及び氏名
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の内容及び実施方法
- 6 文化財を現在の所在の場所から移動する必要がある場合は、その移動先の場所
- 7 現状変更等の着手及び完了予定年月日
- 8 現状変更等の施工者の住所、氏名又は名称
- 9 その他参考となる事項

(注) 1 「現状変更等」は、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。  
2 ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

年 月 日

(現状変更等の事業者) あて

(所有者又は管理責任者の)

住 所

氏 名

### 現状変更等についての承諾書

私の※ 所有する 調布市指定 文化財について、下記内容により現状変更等を承諾します。

#### 記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 現状変更等をしようとする者（許可申請人）の住所及び氏名
- 3 現状変更等の内容及び実施方法
- 4 現状変更等のため文化財を移動させる移動先
- 5 現状変更等の着手及び完了予定年月日
- 6 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の住所、氏名又は名称

(注) 1 「現状変更等」とは、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

(現状変更等の事業者の)

住 所

氏 名

現状変更等の着工（完了）届

年 月 日付け 第 号により許可を受けた現状変

更等については、年 月 日※ 着工 したので届け出ます。  
完了

- (注) 1 「現状変更等」とは、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。
- 2 ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。
- 3 現状変更等の完了届を提出するときは、現状変更等の結果を示す写真又は見取図等を必ず添付すること。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

文 化 財 の 修 理 届

調布市指定 文化財について、下記により修理したいので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 管理責任者の選任されている場合は、その者の住所及び氏名
- 3 修理を必要とする理由
- 4 修理の内容及び実施方法
- 5 修理のため所在の場所を変更する必要があるときは、その移動先の場所と移動している期間
- 6 修理の着手及び完了予定時期
- 7 修理施工者の住所及び氏名
- 8 その他参考となる事項

(注) この届出には、修理に係る仕様書及び設計図並びに修理をしようとする箇所の写真又は見取図を必ず添付すること。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

保持者の住所、氏名等の変更届

調布市指定無形文化財の保持者の住所、氏名等が下記のとおり変更したので届け  
出ます。

記

- 1 文化財の名称
- 2 保持者の新住所  
保持者の旧住所
- 3 保持者の新氏名  
保持者の旧氏名
- 4 保持者の新芸名又は新雅号  
保持者の旧芸名又は旧雅号
- 5 変更年月日

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

保持者の心身の故障に係る届

調布市指定無形文化財の保持者の心身の故障について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称
- 2 保持者の住所及び氏名
- 3 保持者の心身の故障の事実
  - (1) 発生年月日
  - (2) 心身の故障の状況
  - (3) その他参考となる事実

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

保 持 者 の 死 亡 届

調布市指定無形文化財の保持者が死亡したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称
- 2 保持者の住所及び氏名
- 3 死亡の年月日
- 4 理由



年 月 日

調布市教育委員会 あて

団体の名称

事務所の所在地

代表者又は管理人の氏名

保持団体の構成員の異動届

調布市指定無形文化財の保持団体の構成員について、下記のとおり異動があったので届け出ます。

記

1 文化財の名称

2 保持団体の構成

(1) 現に届けられている構成員

代表者又は管理人の住所、氏名及び経歴

構成員の住所、氏名及び経歴

(2) 異動後の構成員

代表者又は管理人の住所、氏名及び経歴

構成員の住所、氏名及び経歴

(注) 団体の代表者若しくは管理人又は構成員の経歴は、調布市指定無形文化財に関係した経歴について記入すること。

第 2 2 号様式及び第 2 3 号様式を次のように改める。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

(事業者の)  
住 所  
氏 名

現 状 変 更 等 の 届

調布市指定有形民俗文化財の※ 現 状 の 変 更 を下記のとおり実施し  
保存に影響を及ぼす行為

たいので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 管理責任者が選任されている場合、その者の住所及び氏名
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の内容及び実施方法
- 6 文化財を現在の所在の場所から移動する必要がある場合は、その移動先の場所
- 7 現状変更等の着手及び完了予定年月日
- 8 現状変更等の施工者の住所、氏名又は名称
- 9 その他参考となる事項

(注) 1 「現状変更等」は、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。  
2 ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

年 月 日

調布市教育委員会 あて

住 所

氏 名

土地の所在等の変更届

調布市指定※ 史 跡  
旧 勝  
名 物  
天然記念物

の所在する土地について、下記のとおり変更があった

ので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 現に届けてある所在地
- 3 変更の内容
  - (1) 新 地 名  
旧 地 名
  - (2) 新 地 番  
旧 地 番
  - (3) 新 地 目  
旧 地 目
  - (4) 新 地 積  
旧 地 積
- 4 その他参考となる事項

- (注) 1 ※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。  
2 「3 変更の内容」については、変更した事項について記入すること。  
3 変更が土地の分筆、合筆、地目変更等による場合は、必ず登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を添付して提出すること。

(調布市郷土博物館条例施行規則の一部改正)

第8条 調布市郷土博物館条例施行規則(昭和49年調布市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

調布市郷土博物館資料貸出申請書

年 月 日

調布市教育委員会 あて

申請者	氏 名
	(団体名)
	住 所
	電 話

次のとおり資料の貸出しを申請します。

資 料 名		数 量	
目 的			
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( )		
資料の管理場所及び管理方法			
荷造及び運搬法			
管 理 責 任 者	氏 名		電 話
	住 所		
以下は記入しないでください。			
分類番号	収 納 欄	資 料 の 現 状	返却時資料異状の有無
決裁		返却日時	年 月 日 時 分
貸出		返 却	氏 名 (電話)
		搬 入 者	住 所
返却		点 検 者	

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

調布市郷土博物館資料貸出承認書

年 月 日

様

調布市教育委員会

次のとおり、資料の貸出しを承認します。

貸出期間	年 月 日から	年 月 日まで	
資	料	名	数 量

貸 出 条 件

- 1 この承認書は、貸出し資料とともに貸出し期間中管理責任者が保管し、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 2 貸出資料は、常に善良な管理条件のもとで保管し、管理場所又は方法を変更する場合は、あらかじめ郷土博物館に連絡すること。
- 3 利用目的、利用条件又は郷土博物館職員の指示に反するときは、即時貸出しを中止する。
- 4 貸出期間中においても、郷土博物館の都合により返却の必要なときは、直ちに応ずること。
- 5 貸出しに要する費用は、すべて管理責任者の負担とする。
- 6 貸出期間は、搬出時の荷造りから搬入時の荷解きまでとし、搬出搬入作業は郷土博物館職員の立会いのもとで行うこと。
- 7 貸出期間中に事故が生じたときは、速やかに連絡すること。なお、その事故についてはすべて管理責任者の責任とし、破損、紛失等の損害が生じた場合は、原状に復するか同等資料若しくは修復に要する費用又はこれに相当する額を郷土博物館と協議のうえ弁償すること。

調布市郷土博物館資料撮影等承認書

年 月 日

様

調布市教育委員会

次のとおり、資料の撮影等を承認します。

日時	年 月 日 時 分～ 時 分
内 訳	撮影・閲覧・実測・複写・模写・模造・その他 ( )
	資 料 名 数 量

利 用 上 の 遵 守 事 項

- 1 資料の取扱いには充分留意し、郷土博物館職員の指示に従うこと。
- 2 申請書に記載した目的以外には利用しないこと。やむを得ず目的以外に利用するときは、別に申請すること。
- 3 図書その他の印刷物に利用するときは、郷土博物館と打合せのうえ利用すること。また、印刷又は発行後は、速やかに2部納付すること。
- 4 利用中に事故が生じたときは、直ちに郷土博物館職員に連絡すること。

(調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の一部改正)

第9条 調布市武者小路実篤記念館条例施行規則(昭和60年調布市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2号様式から第6号様式までを次のように改める。

調布市教育委員会宛

団体名  
氏名  
住所  
(電話)

特別撮影利用申請書

下記のとおり特別撮影利用を申請します\*太線内にご記入ください

利用目的			
撮影内容	作品・資料名	種別	撮影方法
撮影日時	年 月 日	時 分 ~	時 分
責任者	氏名		
	住所		
	電話		

料金	美術品	@	円
	原稿及び書簡	@	円
		@	円
	写真	@	円
	図書, 雑誌その他 これらに類するもの	@	円
		@	円
	ポスターその他委 員会が指定するもの	@	円
@		円	
(合計)			円
減免 (理由: )			
撮影立会い	年 月 日 時 分	担当者:	
納入日	年 月 日 (来館/郵送)	担当者:	

年 月 日

団体  
氏名

様

調布市教育委員会

## 特別撮影利用承認書

特別撮影利用を下記の条件を付して承認します。

利用目的			
撮影内容	作品・資料名	種別	撮影方法
撮影日時	年	月	日
	時	分	時 分
責任者	氏名		
	住所		
	電話		

### <条件>

- 1 この承認書は、管理責任者が保管し、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2 撮影中の作品・資料の取扱いには十分注意し、記念館係員の指示に従うこと。
- 3 撮影により生じる著作権法上その他一切の責任は、申込者が負うものとする。
- 4 特別撮影利用条件又は記念館係員の指示に反するときは、即時中止する。
- 5 作品・資料の同一箇所3カット以上の撮影は禁止する。
- 6 撮影した写真原版、画像は当館へ納めること。
- 7 図書その他著作物、放送に使用するときは資料の所蔵者名を明記し、発行又は放送後速やかに完成品2部を記念館に納めること。
- 8 許可なくして、記載された目的以外に使用しないこと。
- 9 その他、特別撮影について疑義あるときは協議のうえ決定する。

年 月 日

調布市教育委員会宛

申請者	団体名	_____
	氏名	_____
	住所	_____
	(電話)	_____

調布市武者小路実篤記念館資料貸出・利用申請書

下記のとおり資料の貸出し・利用を申請します。

資 料 名		数 量	
目 的			
利 用 内 容	模写 模造 その他 (                    )		
貸出・利用期間			
資料管理の場所 及 び 方 法			
荷造り及び運搬方法			
管 理 責 任 者	氏 名		電 話
	住 所		
分類番号	収 納 棚	資 料 の 現 状	返却時資料異状の有無
決 裁	返 却 日 時	年 月 日 時 分	
貸 出	返 却	氏 名	電 話
	搬 入 者	住 所	
返 却	点検者氏名	Ⓜ	Ⓜ

◆太線の中だけ御記入ください。

文 書 番 号  
年 月 日

団体名  
氏 名 様

調布市教育委員会

調布市武者小路実篤記念館資料貸出・利用承認書

資料の貸出し・利用を下記条件を付して承認します。

資 料 名	数 量
目 的	
貸出・利用期間	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分

貸 出 ・ 利 用 条 件

- 1 この承認書は、資料とともに期間中管理責任者が保管し、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2 資料の取扱いには十分注意し、記念館係員の指示に従うこと。
- 3 資料は、常に善良な管理条件の下で保管し、管理場所又は方法を変更する場合はあらかじめ委員会の承認を得ること。
- 4 資料の利用に当たっては、著作権法その他の関係法令を遵守すること。
- 5 貸出・利用目的、貸出・利用条件又は記念館係員の指示に反するときは、即時貸出し・利用を中止する。
- 6 貸出期間中においても、記念館の都合により返却の必要なときは、直ちに、応ずること。
- 7 貸出しに要する費用は、すべて申請者の負担とする。
- 8 貸出期間は、搬出時の荷造りから搬入時の荷解きまでとし、搬出搬入作業は記念館係員立会いの下で行うこと。
- 9 期間中に事故が生じたときは、直ちに、連絡すること。なお、その事故についてはすべて申請者の責任とし、破損、紛失等の損害が生じた場合は、記念館が相当と認める方法及び額により賠償すること。
- 10 その他、資料の貸出し・利用について疑義あるときは協議のうえ決定する。

年 月 日

調布市教育委員会宛

寄 託 者	団体名	_____
	氏名	_____
	住所	_____

調布市武者小路実篤記念館資料寄託書

次の資料を調布市武者小路実篤記念館資料として寄託します。

資 料	名 称			
	素 材		数量	
寄 託 期 間	年 月 日 から			
	年 月 日 まで			
寄 託 条 件				

(調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の一部改正)

第10条 調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則(平成25年調布市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

調布市教育委員会 宛

(団体名)

(代表者)

調布市武者小路実篤記念館利用料金承認申請書

標記の件につきまして、調布市武者小路実篤記念館条例第10条の規定により、調布市武者小路実篤記念館の利用料金を下記のとおり定めたいので、申請します。

記

1 利用料金

区分	金額（1人1回につき）
大人	円
子供	円

(注) 1 欄が足りない場合は、適宜修正してください。

(調布市深大寺水車館条例施行規則の一部改正)

第11条 調布市深大寺水車館条例施行規則（平成4年調布市教育委員会規則第8号）の一部を改正する。

第2号様式を次のように改める。

調布市深大寺水車館水車使用承認書

催物の名称			
使用目的			
使用団体名			
使用日	年 月 日 ( )	使用予定人数	人
使用時間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 午後		
使用設備	<input type="checkbox"/> つきうす ( ) 基 <input type="checkbox"/> ひきうす		
持込み等			
申請者	住所		
	氏名	様	
	電話		
使用責任者	住所		
	氏名		
	電話	承認番号	

上記のとおり使用の承認をします。

年 月 日

調布市教育委員会

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

調布市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会請願処理規則 昭和62年4月10日教育委員会規則第6号</p> <p>改正</p> <p>昭和63年3月28日教委規則第5号 平成元年3月29日教委規則第9号 平成27年9月25日教委規則第14号 令和2年12月22日教委規則第9号</p> <p>調布市教育委員会請願処理規則 第1条から第6条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市教育委員会請願処理規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u> 第2号様式（第4条関係）</p>	<p>○調布市教育委員会請願処理規則 昭和62年4月10日教育委員会規則第6号</p> <p>改正</p> <p>昭和63年3月28日教委規則第5号 平成元年3月29日教委規則第9号 平成27年9月25日教委規則第14号 令和2年12月22日教委規則第9号</p> <p>調布市教育委員会請願処理規則 第1条から第6条 略</p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u> 第2号様式（第4条関係）</p>

調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 平成6年10月21日教育委員会規則第5号 調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則</p> <p>第1条から第13条 略 (聴聞調書)</p> <p>第14条 法第24条第1項に規定する調書(以下「聴聞調書」という。)には、次の各号に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の件名及び番号 (2) 聴聞の期日及び場所 (3) 主宰者の職名及び氏名 (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の住所及び氏名 (5) 当事者又はその代理人が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無 (6) 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名 (7) 行政庁の職員の説明の要旨 (8) 当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の意見の陳述(法第21条第1項の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。)の要旨 (9) 証拠書類等が提出されたときは、その標目 (10) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項</p> <p>2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。 (報告書)</p>	<p>○調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 平成6年10月21日教育委員会規則第5号 調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則</p> <p>第1条から第13条 略 (聴聞調書)</p> <p>第14条 法第24条第1項に規定する調書(以下「聴聞調書」という。)には、次の各号に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の件名及び番号 (2) 聴聞の期日及び場所 (3) 主宰者の職名及び氏名 (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の住所及び氏名 (5) 当事者又はその代理人が聴聞の期日に出頭しなかった場合は、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無 (6) 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名 (7) 行政庁の職員の説明の要旨 (8) 当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の意見の陳述(法第21条第1項の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。)の要旨 (9) 証拠書類等が提出されたときは、その標目 (10) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項</p> <p>2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。 (報告書)</p>

改正後	改正前
<p>第15条 法第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の件名及び番号</p> <p>(2) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(3) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張</p> <p>(4) 前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見</p>	<p>第15条 法第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の件名及び番号</p> <p>(2) 聴聞の期日及び場所</p> <p>(3) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張</p> <p>(4) 前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見</p>
<p>第16条から第18条 略</p> <p>(弁明調書)</p>	<p>第16条から第18条 略</p> <p>(弁明調書)</p>
<p>第19条 前条の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、これに<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1) 弁明の件名及び番号</p> <p>(2) 弁明録取者の職名及び氏名</p> <p>(3) 弁明の日時及び場所</p> <p>(4) 弁明の日時に出席した当事者及びその代理人の住所及び氏名</p> <p>(5) 当事者及びその代理人の弁明の要旨</p> <p>(6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目</p> <p>(7) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項</p>	<p>第19条 前条の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、これに<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1) 弁明の件名及び番号</p> <p>(2) 弁明録取者の職名及び氏名</p> <p>(3) 弁明の日時及び場所</p> <p>(4) 弁明の日時に出席した当事者及びその代理人の住所及び氏名</p> <p>(5) 当事者及びその代理人の弁明の要旨</p> <p>(6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目</p> <p>(7) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項</p>
<p>2 第14条第2項の規定は、弁明調書について準用する。</p>	<p>2 第14条第2項の規定は、弁明調書について準用する。</p>
<p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p>	
<p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>2 この規則による改正前の調布市教育委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>	
<p><u>第1号様式（第5条、第22条関係）</u></p>	<p><u>第1号様式（第5条、第22条関係）</u></p>
<p><u>第2号様式（第6条関係）</u></p>	<p><u>第2号様式（第6条関係）</u></p>
<p><u>第3号様式（第6条関係）</u></p>	<p><u>第3号様式（第6条関係）</u></p>

改正後	改正前
<u>第4号様式（第7条関係）</u>	<u>第4号様式（第7条関係）</u>
<u>第5号様式（第7条関係）</u>	<u>第5号様式（第7条関係）</u>
<u>第6号様式（第8条関係）</u>	<u>第6号様式（第8条関係）</u>
<u>第7号様式（第9条関係）</u>	<u>第7号様式（第9条関係）</u>
<u>第8号様式（第9条関係）</u>	<u>第8号様式（第9条関係）</u>
<u>第9号様式（第10条関係）</u>	<u>第9号様式（第10条関係）</u>
<u>第10号様式（第10条関係）</u>	<u>第10号様式（第10条関係）</u>
<u>第11号様式（第11条関係）</u>	<u>第11号様式（第11条関係）</u>
<u>第12号様式（第13条関係）</u>	<u>第12号様式（第13条関係）</u>
<u>第13号様式（第14条関係）</u>	<u>第13号様式（第14条関係）</u>
<u>第14号様式（第15条関係）</u>	<u>第14号様式（第15条関係）</u>
<u>第15号様式（第16条関係）</u>	<u>第15号様式（第16条関係）</u>
<u>第16号様式（第16条関係）</u>	<u>第16号様式（第16条関係）</u>
<u>第17号様式（第17条関係）</u>	<u>第17号様式（第17条関係）</u>
<u>第18号様式（第19条関係）</u>	<u>第18号様式（第19条関係）</u>
<u>第19号様式（第22条関係）</u>	<u>第19号様式（第22条関係）</u>

調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則 平成12年 3月31日教育委員会規則第 8号</p> <p>改正</p> <p>平成17年 3月24日教委規則第 4号 平成22年 7月23日教委規則第 6号 平成27年12月25日教委規則第16号 平成28年 3月31日教委規則第 3号 令和元年 6月28日教委規則第 1号</p> <p>調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則 調布市教育委員会が管理する電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則（昭和63年調布市教育委員会規則第 1号）の全部を改正する。</p> <p>第 1条から第17条 略</p> <p><u>附 則（令和 3年 3月 31日教委規則第 5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p>第 1号様式（第 3条関係） <u>第 2号様式（第 4条関係）</u> 第 3号様式（第 7条関係） <u>第 4号様式（第 8条関係）</u> 第 5号様式（第 8条関係） 第 6号様式（第10条関係） 第 7号様式（第11条関係） 第 8号様式（第11条関係） 第 9号様式（第11条関係）</p>	<p>○調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則 平成12年 3月31日教育委員会規則第 8号</p> <p>改正</p> <p>平成17年 3月24日教委規則第 4号 平成22年 7月23日教委規則第 6号 平成27年12月25日教委規則第16号 平成28年 3月31日教委規則第 3号 令和元年 6月28日教委規則第 1号</p> <p>調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則 調布市教育委員会が管理する電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則（昭和63年調布市教育委員会規則第 1号）の全部を改正する。</p> <p>第 1条から第17条 略</p> <p>第 1号様式（第 3条関係） <u>第 2号様式（第 4条関係）</u> 第 3号様式（第 7条関係） <u>第 4号様式（第 8条関係）</u> 第 5号様式（第 8条関係） 第 6号様式（第10条関係） 第 7号様式（第11条関係） 第 8号様式（第11条関係） 第 9号様式（第11条関係）</p>

改正後	改正前
第10号様式（第11条関係）	第10号様式（第11条関係）
<u>第11号様式（第12条関係）</u>	<u>第11号様式（第12条関係）</u>
第12号様式（第12条関係）	第12号様式（第12条関係）
第13号様式（第15条関係）	第13号様式（第15条関係）

調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則 平成27年12月25日教育委員会規則第15号</p>	<p>○調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則 平成27年12月25日教育委員会規則第15号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成28年3月31日教委規則第3号</p>	<p>平成28年3月31日教委規則第3号</p>
<p>平成29年5月26日教委規則第7号</p>	<p>平成29年5月26日教委規則第7号</p>
<p>令和元年6月28日教委規則第1号</p>	<p>令和元年6月28日教委規則第1号</p>
<p>調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則</p>	<p>調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則</p>
<p>第1条から第13条 略</p>	<p>第1条から第13条 略</p>
<p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p>	
<p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>2 この規則による改正前の調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>	
<p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p>	<p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p>
<p>第2号様式（第6条関係）</p>	<p>第2号様式（第6条関係）</p>
<p>第3号様式（第7条関係）</p>	<p>第3号様式（第7条関係）</p>
<p>第4号様式（第7条関係）</p>	<p>第4号様式（第7条関係）</p>
<p>第5号様式（第7条関係）</p>	<p>第5号様式（第7条関係）</p>
<p>第6号様式（第7条関係）</p>	<p>第6号様式（第7条関係）</p>
<p><u>第7号様式（第8条関係）</u></p>	<p><u>第7号様式（第8条関係）</u></p>
<p>第8号様式（第8条関係）</p>	<p>第8号様式（第8条関係）</p>
<p>第9号様式（第11条関係）</p>	<p>第9号様式（第11条関係）</p>

調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則 平成18年 1月27日教育委員会規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成29年 2月24日教委規則第2号 平成31年 1月25日教委規則第1号</p> <p>調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則 第1条から第6条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u> <u>第2号様式（第3条関係）</u></p>	<p>○調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則 平成18年 1月27日教育委員会規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成29年 2月24日教委規則第2号 平成31年 1月25日教委規則第1号</p> <p>調布市八ヶ岳少年自然の家の指定管理に関する規則 第1条から第6条 略</p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u> <u>第2号様式（第3条関係）</u></p>

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則 平成14年 2月22日教育委員会規則第4号</p> <p>改正</p> <p>平成30年 1月29日教委規則第1号</p> <p>調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則</p> <p>調布市社会教育関係団体の登録及び援助に関する規則（昭和45年調布市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第9条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p><u>第1号様式</u></p> <p>第2号様式</p> <p>第3号様式</p> <p>第4号様式</p> <p>第5号様式</p> <p><u>第6号様式</u></p>	<p>○調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則 平成14年 2月22日教育委員会規則第4号</p> <p>改正</p> <p>平成30年 1月29日教委規則第1号</p> <p>調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則</p> <p>調布市社会教育関係団体の登録及び援助に関する規則（昭和45年調布市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第9条 略</p> <p><u>第1号様式</u></p> <p>第2号様式</p> <p>第3号様式</p> <p>第4号様式</p> <p>第5号様式</p> <p><u>第6号様式</u></p>

調布市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市文化財保護条例施行規則 平成19年 3月20日教育委員会規則第4号</p> <p>改正 令和2年 1月24日教委規則第1号</p> <p>調布市文化財保護条例施行規則 調布市文化財保護条例施行規則（昭和40年調布市教育委員会規則第4号） の全部を改正する。</p> <p>第1条から第21条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市文化財保護条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p>第1号様式（第2条関係） 第2号様式（第3条関係） 第3号様式（第3条関係） 第4号様式（第3条関係） 第5号様式（第3条関係） <u>第6号様式（第4条関係）</u> <u>第7号様式（第7条関係）</u> 第8号様式（第8条関係） <u>第9号様式（第8条関係）</u> 第10号様式（第9条関係） <u>第11号様式（第10条関係）</u> <u>第12号様式（第13条関係）</u> <u>第13号様式（第13条、第17条関係）</u> 第14号様式（第13条関係）</p>	<p>○調布市文化財保護条例施行規則 平成19年 3月20日教育委員会規則第4号</p> <p>改正 令和2年 1月24日教委規則第1号</p> <p>調布市文化財保護条例施行規則 調布市文化財保護条例施行規則（昭和40年調布市教育委員会規則第4号） の全部を改正する。</p> <p>第1条から第21条 略</p> <p>第1号様式（第2条関係） 第2号様式（第3条関係） 第3号様式（第3条関係） 第4号様式（第3条関係） 第5号様式（第3条関係） <u>第6号様式（第4条関係）</u> <u>第7号様式（第7条関係）</u> 第8号様式（第8条関係） <u>第9号様式（第8条関係）</u> 第10号様式（第9条関係） <u>第11号様式（第10条関係）</u> <u>第12号様式（第13条関係）</u> <u>第13号様式（第13条、第17条関係）</u> 第14号様式（第13条関係）</p>

改正後	改正前
<u>第15号様式（第15条関係）</u>	<u>第15号様式（第15条関係）</u>
<u>第16号様式（第16条関係）</u>	<u>第16号様式（第16条関係）</u>
<u>第17号様式（第16条関係）</u>	<u>第17号様式（第16条関係）</u>
<u>第18号様式（第16条関係）</u>	<u>第18号様式（第16条関係）</u>
<u>第19号様式（第16条関係）</u>	<u>第19号様式（第16条関係）</u>
<u>第20号様式（第16条関係）</u>	<u>第20号様式（第16条関係）</u>
<u>第21号様式（第16条関係）</u>	<u>第21号様式（第16条関係）</u>
<u>第22号様式（第17条関係）</u>	<u>第22号様式（第17条関係）</u>
<u>第23号様式（第18条関係）</u>	<u>第23号様式（第18条関係）</u>

調布市郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市郷土博物館条例施行規則 昭和49年6月19日教育委員会規則第3号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年9月6日教委規則第6号 昭和61年3月31日教委規則第6号 平成7年3月29日教委規則第7号</p> <p>調布市郷土博物館条例施行規則</p> <p>第1条から第6条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市郷土博物館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p><u>第1号様式（第4条関係）</u> 第2号様式（第4条関係） <u>第3号様式（第4条関係）</u> <u>第4号様式（第4条関係）</u> 第5号様式（第5条関係）</p>	<p>○調布市郷土博物館条例施行規則 昭和49年6月19日教育委員会規則第3号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年9月6日教委規則第6号 昭和61年3月31日教委規則第6号 平成7年3月29日教委規則第7号</p> <p>調布市郷土博物館条例施行規則</p> <p>第1条から第6条 略</p> <p><u>第1号様式（第4条関係）</u> 第2号様式（第4条関係） <u>第3号様式（第4条関係）</u> <u>第4号様式（第4条関係）</u> 第5号様式（第5条関係）</p>

調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市武者小路実篤記念館条例施行規則 昭和60年 8月15日教育委員会規則第 8号</p>	<p>○調布市武者小路実篤記念館条例施行規則 昭和60年 8月15日教育委員会規則第 8号</p>
<p>改正</p> <p>平成 6年 1月24日教委規則第 2号 平成 9年 2月21日教委規則第 2号 平成14年10月25日教委規則第21号 平成18年 3月24日教委規則第15号 平成20年 5月23日教委規則第12号 平成21年 2月19日教委規則第 5号 平成22年 3月25日教委規則第 2号 平成26年 3月28日教委規則第 3号 平成31年 2月18日教委規則第 2号</p>	<p>改正</p> <p>平成 6年 1月24日教委規則第 2号 平成 9年 2月21日教委規則第 2号 平成14年10月25日教委規則第21号 平成18年 3月24日教委規則第15号 平成20年 5月23日教委規則第12号 平成21年 2月19日教委規則第 5号 平成22年 3月25日教委規則第 2号 平成26年 3月28日教委規則第 3号 平成31年 2月18日教委規則第 2号</p>
<p>調布市武者小路実篤記念館条例施行規則 第 1条から第14条 略</p>	<p>調布市武者小路実篤記念館条例施行規則 第 1条から第14条 略</p>
<p><u>附 則 (令和 3年 3月 31日教委規則第 5号)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>	
<p>別表 略</p> <p>第 1号様式 (第 2条関係) <u>第 2号様式 (第 7条関係)</u> <u>第 3号様式 (第 8条関係)</u> <u>第 4号様式 (第11条関係)</u> <u>第 5号様式 (第12条関係)</u> <u>第 6号様式 (第13条関係)</u> 第 7号様式 (第13条関係)</p>	<p>別表 略</p> <p>第 1号様式 (第 2条関係) <u>第 2号様式 (第 7条関係)</u> <u>第 3号様式 (第 8条関係)</u> <u>第 4号様式 (第11条関係)</u> <u>第 5号様式 (第12条関係)</u> <u>第 6号様式 (第13条関係)</u> 第 7号様式 (第13条関係)</p>

調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則 平成25年12月20日教育委員会規則第5号 調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則</p> <p>第1条から第6条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p> <p>第2号様式（第3条関係）</p>	<p>○調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則 平成25年12月20日教育委員会規則第5号 調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則</p> <p>第1条から第6条 略</p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p> <p>第2号様式（第3条関係）</p>

調布市深大寺水車館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市深大寺水車館条例施行規則 平成4年6月25日教育委員会規則第8号</p> <p>改正</p> <p>平成5年7月13日教委規則第5号 平成7年3月29日教委規則第10号 平成18年1月27日教委規則第9号</p> <p>調布市深大寺水車館条例施行規則</p> <p>第1条から第12条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月31日教委規則第5号）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正前の調布市深大寺水車館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p> <p>第1号様式（第4条関係） <u>第2号様式（第6条関係）</u></p>	<p>○調布市深大寺水車館条例施行規則 平成4年6月25日教育委員会規則第8号</p> <p>改正</p> <p>平成5年7月13日教委規則第5号 平成7年3月29日教委規則第10号 平成18年1月27日教委規則第9号</p> <p>調布市深大寺水車館条例施行規則</p> <p>第1条から第12条 略</p> <p>第1号様式（第4条関係） <u>第2号様式（第6条関係）</u></p>